

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和6年11月14日

香川県東部林業事務所長 高尾 勇一郎

1 入札に付する事項

(1) 借入物件名及び数量

香川県東部林業事務所電話交換設備一式

(2) 借入物件の要求諸元

仕様書による

(3) 納入場所

仕様書による

(4) 設置期限及び借入期間

設置期限 令和7年1月31日

借入期間 令和7年2月1日から令和14年1月31日（84ヶ月）

香川県長期継続契約を締結できる契約を定める条例（平成17年3月29日条例第3号）第2条第1項による長期継続契約とする。

また、翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除する。

(5) 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札とし、特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

入札書に記載する金額は、1カ月分の賃貸借の金額とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

【電子入札システムにて提出する場合】

入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

【電子メールにて提出する場合】

下記メールアドレスに6年12月5日（木）午後4時まで提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（香川県東部林業事務所電話交換設備）」とすること。

提出先：toburingyo@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容を示す日時及び場所等(入札説明書の交付等)

令和6年11月14日（木）から令和6年11月21日（木）まで（香川県の休日を定める条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分～午後5時15分）

郵便番号761-0446

香川県高松市東植田町1210-3

香川県東部林業事務所 庶務担当

電話番号 087-849-0444

FAX番号 087-849-0482

メールアドレス toburingyo@pref.kagawa.lg.jp

入札説明書の交付を希望するものは、交付を受けるときに「入札説明書等交付申請書」を提出すること。

なお、電子メールで入札説明書の交付等を希望する者は、入札説明書交付申請書を添付し、交付期限内に上記メールアドレスにメールを送信すること。またメールで申請した旨を入札担当者まで電話連絡すること。

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和6年11月22日（金）15時まで、4に示した場所に対し文書で行うこと。

回答は、令和6年11月26日（火）午前9時から令和6年11月27日（水）午後5時までの間、4に示した場所において閲覧に供するとともに、令和6年11月26日（火）10時までに、質問者及び本公告に係る入札説明書の交付を受けた者全員にメール又はFAXで送付する。

6 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札書の提出締切日時

令和6年12月5日（木） 午後4時

(2) 開札の日時

令和6年12月6日（金） 午前10時

(3) 開札の場所

香川県東部林業事務所

7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札の可否

否とする。

8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和6年11月

27日（水）午後3時までに入札（契約）保証金減免申請書を4に示した場所に提出すること。
審査の結果は、令和6年11月29日（金）までに通知する。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件すべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) 応札しようとする物件が、入札説明書又は仕様書に示す特質等を有することを示す機能・諸元証明書を提出した者であること。
- (6) 本公告に示した借入物件及び数量を、当該物件の製造者、販売代理店又は輸入代理店の出荷証明等により、入札説明書又は仕様書で指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。
- (7) 本公告に示した借入物件に係る据付及び調整の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (8) 本公告に示した借入物件に係る迅速な維持補修サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

なお、当該維持補修サービスの拠点は、借入物件の納入場所から1時間以内に到達できる場所にあること。

10 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、9の（5）、（6）、（7）、（8）の要件を満たすことを証明する書類を令和6年11月27日（水）午後3時までに、4に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和6年11月29日（金）午後5時までに通知する。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

14 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から5日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

15 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。

(2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。